

## 返戻金制度について

当社が紹介した求職者が採用後一定期間内に退職した場合、当該紹介に対して求人者から当社に支払ったサービス利用料の一部を以下のとおり返還する制度です。

### サービス利用料の返還

- ・入職後 3 勤務日以内で退職した場合、サービス利用料の 5 万円を超過した金額を返還する。
- ・入職後 14 日以内で退職した場合、サービス利用料の 50%を返還する。
- ・入職後 14 日を超過後に退職した場合、サービス利用料の返還はしないものとする。  
入職前打ち合わせ等も就業日数に含めるものとする。

ただし、以下該当する場合はサービス利用料の返還は適用を除外いたします。

- ① 待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに  
起因する退職の場合
- ② 求職者の死亡・病気などの不測の事態ならびに解雇や求人者に起因する退職の場合
- ③ その他、求職者の責めに帰すことのできない事由による退職の場合